

平成27年9月15日 厚生委員会

市民生活部市民課

議案説明資料

- 1 議案第50号 田川市手数料条例の一部改正について . . . P1

議案第50号 田川市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収するため、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行に伴い、住民基本台帳カードの規定を削除するため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 個人番号の通知カードの再交付に係る手数料の種類及び金額を新たに規定する。
- (2) 個人番号カードの再交付に係る手数料の種類及び金額を新たに規定し、住民基本台帳カードの規定を削除する。

3 施行年月日

- (1) 平成27年10月5日（個人番号の通知カードの再交付）
- (2) 平成28年1月1日（個人番号カードの再交付）

4 新旧対照表

別紙1のとおり

5 添付資料

- (1) 再交付手数料調査表・・・別紙2
- (2) 添付資料・・・別紙3～6

○田川市手数料条例（平成3年条例第5号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1から17（略）	1から17（略）
<u>18</u> 個人番号の通知カードの再交付 1枚 500円	
<u>19</u> 個人番号カードの再交付 1枚 800円	<u>18</u> 住民基本台帳カードの交付 1枚 500円
<u>20</u> 公課証明 1件 300円	<u>19</u> 公課証明 1件 300円
<u>21</u> 土地に関する証明 1筆 300円 土地証明で数筆にわたるものは、1筆増すごとに 50円	<u>20</u> 土地に関する証明 1筆 300円 土地証明で数筆にわたるものは、1筆増すごとに 50円
<u>22</u> 建物に関する証明 1棟 300円 建物証明で数棟にわたるものは、1棟増すごとに 50円	<u>21</u> 建物に関する証明 1棟 300円 建物証明で数棟にわたるものは、1棟増すごとに 50円
<u>23</u> 航空写真図の写しの交付	<u>22</u> 航空写真図の写しの交付
(1) 日本工業規格A列4番 1枚 500円	(1) 日本工業規格A列4番 1枚 500円
(2) 日本工業規格A列3番 1枚 1,000円	(2) 日本工業規格A列3番 1枚 1,000円
<u>24</u> 地籍調査成果又は街区基準点成果の写しの交付	<u>23</u> 地籍調査成果又は街区基準点成果の写しの交付
(1) 日本工業規格A列4番 1枚 400円	(1) 日本工業規格A列4番 1枚 400円
(2) 日本工業規格A列3番 1枚 800円	(2) 日本工業規格A列3番 1枚 800円
(3) 電子媒体 1筆 1,000円	(3) 電子媒体 1筆 1,000円
<u>25</u> 公簿又は地図の閲覧 1件 300円	<u>24</u> 公簿又は地図の閲覧 1件 300円
<u>26</u> 公簿、公文書又は図面の謄本の交付 1通 300円	<u>25</u> 公簿、公文書又は図面の謄本の交付 1通 300円

2

新 (改正案)	旧 (現行)
2.7 林野火入許可 1件 450円	2.6 林野火入許可 1件 450円
2.8 鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付 1件 3,400円	2.7 鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付 1件 3,400円
2.9 動物の飼養又は収容の許可 1件 8,000円(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該件数を1件の申請とみなす。)	2.8 動物の飼養又は収容の許可 1件 8,000円(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該件数を1件の申請とみなす。)
3.0 犬の登録 1頭 3,000円	2.9 犬の登録 1頭 3,000円
3.1 狂犬病予防注射済票の交付 1件 550円	3.0 狂犬病予防注射済票の交付 1件 550円
3.2 犬の鑑札の再交付 1件 1,600円	3.1 犬の鑑札の再交付 1件 1,600円
3.3 狂犬病予防注射済票の再交付 1件 340円	3.2 狂犬病予防注射済票の再交付 1件 340円
<p>3.4 営利を目的とする屋外広告物の設置等に係る許可又は継続の許可</p> <p>(1) はり紙 1枚 5円</p> <p>(2) はり札 1枚 10円</p> <p>(3) 広告幕 1枚 400円</p> <p>(4) 立看板 1個 200円</p> <p>(5) アドバルーン 1個 1,000円</p> <p>(6) 電柱を利用する広告物 1個 200円</p> <p>(7) 広告板、広告塔その他の広告物(ただし、照明を伴うものについては、アからクまでに掲げる額の2倍に相当する額とする。)</p> <p>ア 1m²未満 1個 200円</p>	<p>3.3 営利を目的とする屋外広告物の設置等に係る許可又は継続の許可</p> <p>(1) はり紙 1枚 5円</p> <p>(2) はり札 1枚 10円</p> <p>(3) 広告幕 1枚 400円</p> <p>(4) 立看板 1個 200円</p> <p>(5) アドバルーン 1個 1,000円</p> <p>(6) 電柱を利用する広告物 1個 200円</p> <p>(7) 広告板、広告塔その他の広告物(ただし、照明を伴うものについては、アからクまでに掲げる額の2倍に相当する額とする。)</p> <p>ア 1m²未満 1個 200円</p>

(

(

)

)

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>イ 1m²以上2m²未満 1個 400円</p> <p>ウ 2m²以上5m²未満 1個 800円</p> <p>エ 5m²以上10m²未満 1個 1,600円</p> <p>オ 10m²以上20m²未満 1個 3,200円</p> <p>カ 20m²以上30m²未満 1個 5,000円</p> <p>キ 30m²以上50m²以下 1個 8,000円</p> <p>ク 50m²を超えるもの 1個 8,000円に50m²を超える面積(1m²未満の端数がある場合は、1m²に切り上げた面積)について1m²につき200円を乗じて得た金額を合算した金額。ただし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。</p>	<p>イ 1m²以上2m²未満 1個 400円</p> <p>ウ 2m²以上5m²未満 1個 800円</p> <p>エ 5m²以上10m²未満 1個 1,600円</p> <p>オ 10m²以上20m²未満 1個 3,200円</p> <p>カ 20m²以上30m²未満 1個 5,000円</p> <p>キ 30m²以上50m²以下 1個 8,000円</p> <p>ク 50m²を超えるもの 1個 8,000円に50m²を超える面積(1m²未満の端数がある場合は、1m²に切り上げた面積)について1m²につき200円を乗じて得た金額を合算した金額。ただし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。</p>
<p><u>3.5</u> その他の証明 1件 300円</p>	<p><u>3.4</u> その他の証明 1件 300円</p>

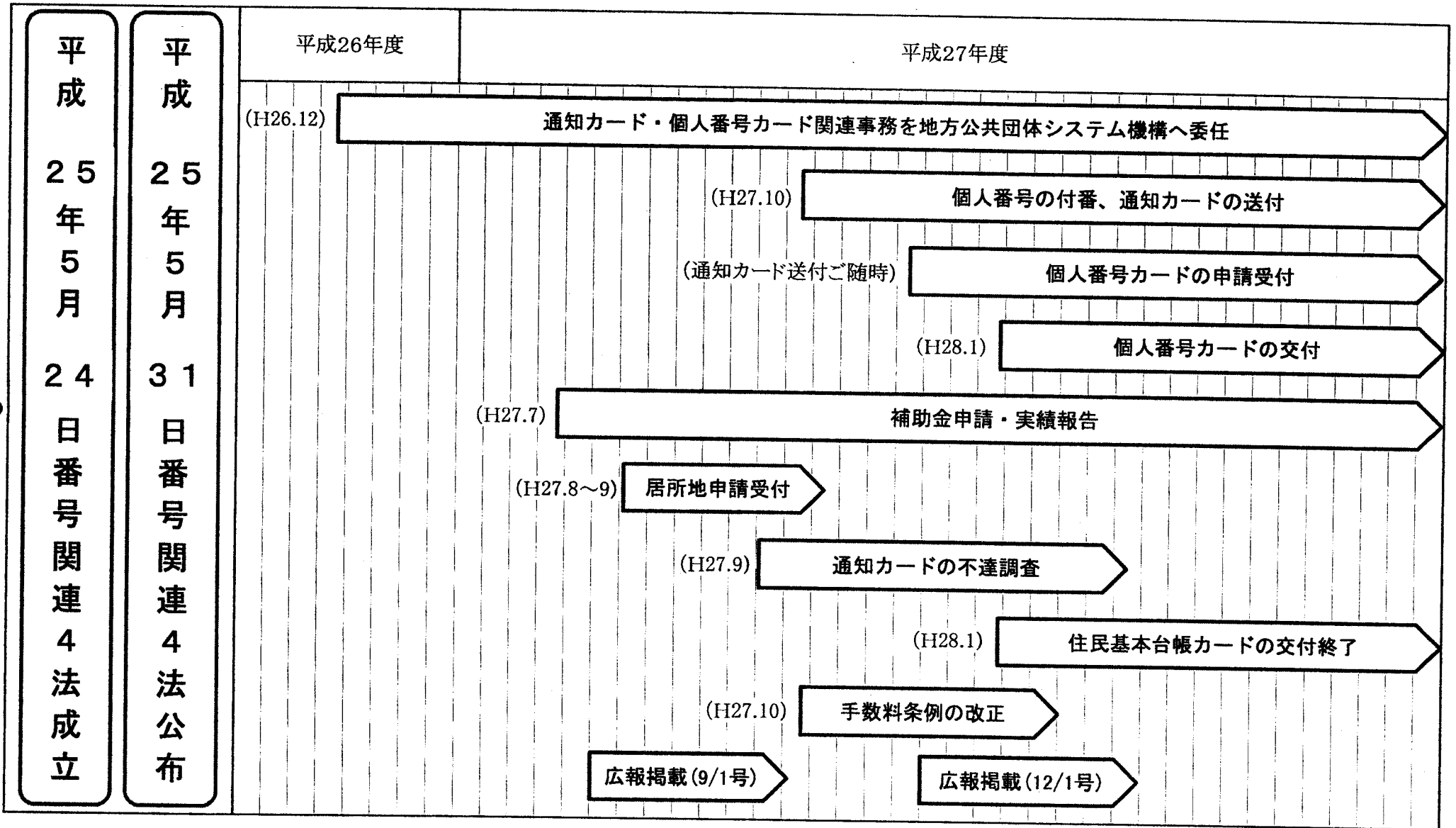
通知カード・個人番号カード再交付手数料調査表

市区町村名		再交付手数料(円)		条例改正予定時期
		通知カード	個人番号カード	
市	北九州市	500	800	通知カード 平成27年8月 個人番号カード 平成27年9月
	福岡市	500	800	平成27年9月
	大牟田市	500	800	平成27年9月
	久留米市	500	800	平成27年9月
	直方市	500	800	平成27年9月
	飯塚市	500	800	平成27年9月
	柳川市	500	800	平成27年9月
	八女市	500	800	平成27年9月
	筑後市	500	800	平成27年9月
	行橋市	500	800	平成27年9月
	豊前市	500	800	平成27年9月
	中間市	500	800	平成27年9月
	小郡市	500	800	平成27年9月
	筑紫野市	500	800	平成27年9月
	春日市	500	800	平成27年9月
	大野城市	500	800	平成27年9月
	宗像市	500	800	平成27年9月
	太宰府市	500	800	平成27年9月
	古賀市	500	800	平成27年9月
	福津市	500	800	平成27年9月
	うきは市	500	800	平成27年9月
	宮若市	500	800	平成27年9月
	嘉麻市	500	800	平成27年9月
	朝倉市	500	800	平成27年9月
みやま市	500	800	平成27年9月	
糸島市	500	800	平成27年9月	
大川市	500	800	平成27年9月	
田川郡	香春町	500	800	平成27年9月
	添田町	500	800	平成27年9月
	糸田町	500	800	平成27年9月
	川崎町	500	800	平成27年9月
	大任町	500	800	平成27年9月
	福智町	500	800	平成27年9月
	赤村	500	800	平成27年9月

【調査対象自治体】 県内34自治体(27市6町1村)
内訳

手数料の徴収 有:34団体 無:0団体
手数料の金額 通知カード 500円:34団体 個人番号カード 800円:34団体

市民課における番号制度導入スケジュール

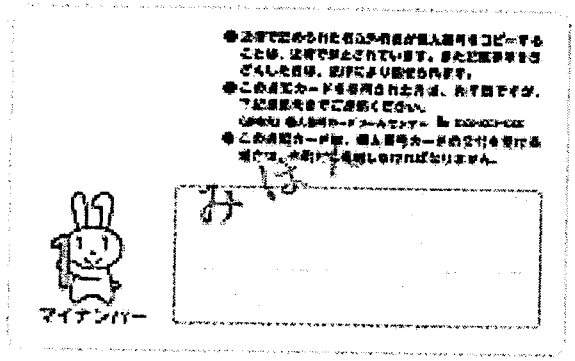
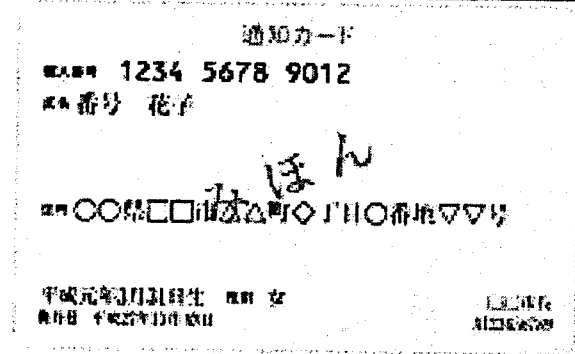


通知カード・個人番号カードについて

通知カード

様式

利便性



【おもて面】

【うら面】

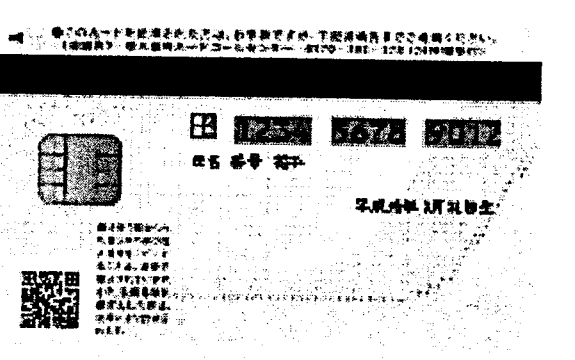
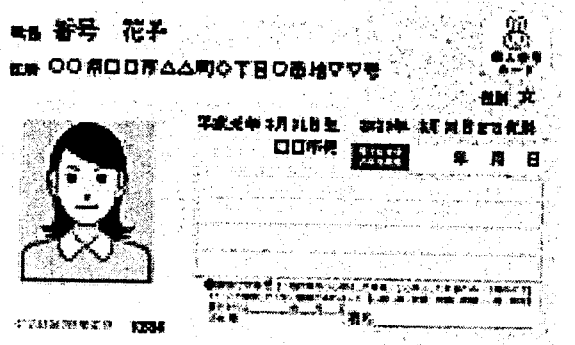
- 個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能。
- (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

- 個人番号を券面に記載
- 顔写真なし

個人番号カード

様式

利便性



【おもて面】

【うら面】

- 身分証明書として利用
- 個人番号を確認する場面での利用
- 市区町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用
- 電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用

- 個人番号を券面（うら面）に記載
- 顔写真を券面（おもて面）に記載

通知カード 個人番号カード交付申請書の様式について

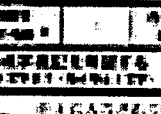
通知カード


個人番号 1234 5678 9012
氏名 花子

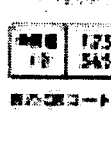
10000000000000000000


〒100-0000 東京都千代田区千代田 1-1-1

郵便番号 100-0000

個人番号カードの交付申請書 ※ 電子証明書の交付申請書	本人番号欄 (申請書に提出された本人番号と一致するものを提出)
申請個人ID	1234 5678 9012 3456 7890 123
氏名	花子 花子
住所	〒100-0000 東京都千代田区千代田 1-1-1
生年月日	平成 25 年 3 月 15 日
[性別] <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
国名	日本国
居住地	東京都千代田区千代田
本人署名欄	
本人印欄	<input type="checkbox"/>



※ 個人番号カードの申請は、申請書に申請書に貼付された写真と、
この通知カードを添付して、本人番号カードの交付申請書とともに提出してください。


個人番号 1234 5678 9012
3456 7890 123



10000019 01/01
31901100000190

※ 申請書に提出する写真のサイズは、横 4.5cm、縦 3.5cmです。
※ 写真の背景は、白または薄い色の単色で、顔の輪郭がはっきりと写り出ていること。
※ 顔の中心は写真の中心に位置し、両目、両頬、両耳の中心が、写真の中心から左右それぞれ1.5cm以内、上下それぞれ1.5cm以内に入るようにしてください。
※ 顔の中心は写真の中心に位置し、両目、両頬、両耳の中心が、写真の中心から左右それぞれ1.5cm以内、上下それぞれ1.5cm以内に入るようにしてください。


マイナンバー

[貼付欄]

顔写真の大きさが異なることになり、提出した通知カードの交付申請書と個人番号カードの交付申請書の両方に異なる写真が印刷されます。

顔写真貼付欄

サイズ
縦 4.5cm×横 3.5cm

- ・顔の中心が写真の中心
- ・両目、両頬、両耳の中心が、写真の中心から左右それぞれ1.5cm以内、上下それぞれ1.5cm以内に入るようにしてください。

写真の大きさが異なることになり、提出した通知カードの交付申請書と個人番号カードの交付申請書の両方に異なる写真が印刷されます。

本人署名欄に印字しない

本人印欄に印字しない

本人署名欄に印字しない場合は、本人印欄に印字する必要があります。

本人印欄に印字しない場合は、本人印欄に印字する必要があります。

申請個人ID	1234 5678 9012 3456 7890 123	本人番号
氏名	花子 花子	本人印欄

※ 本人署名欄に印字しない場合は、本人印欄に印字する必要があります。

本人印欄に印字しない場合は、本人印欄に印字する必要があります。

【おもて面】

【うら面】

※ 封書により簡易書留転送不要にて、世帯毎送付。

個人番号カードの交付業務フロー

